

## 乳幼児医療給付事業の開始に当たり、 ご留意いただきたいこと

### ①レセプトコンピュータの改修について

- ・乳幼児医療給付事業の開始(現物給付化)に当たり、乳幼児医療給付事業に係る自己負担金は、レセプト請求していただくこととなりますので、レセプトコンピュータの改修が必要となります。
- ・レセプトコンピュータ業者の方には、本説明会の資料等に基づいて、ご説明いただきますようお願いいたします。  
なお、レセプトコンピュータのメーカー団体((一社)保健医療福祉情報システム工業会)には、本県から制度内容について通知をしております。

### ②自己負担金の支払時期について

- ・これまで受給者から窓口で徴収していた自己負担金については、現物給付化により、請求月の翌月に審査支払機関から医療機関等に支払われます。

### ③乳幼児医療費助成制度における報告事務手数料について

- ・乳幼児医療給付事業においては、併用レセプトを使用するため、これまで乳幼児医療費助成事業において各市町村が県国民健康保険団体連合会を通じて医療機関等に支払っている、報告事務に対する手数料は発生しません。